

# 平成 23 年度 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 受講要領（ダウンロード版） 木造建築士定期講習

登録講習機関  
財団法人 建築技術教育普及センター  
登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。

## ■ 経過措置

現在建築士事務所に所属又は平成24年3月31日までに所属した建築士で、建築士定期講習を受けたことがない者は、平成24年3月31日までに建築士定期講習を受けなければならない。

## § 1. 講習案内

### 1-1. 受講手数料(テキスト代を含む)

15,750円（消費税額 750円を含む）。

- (1) 受講手数料は当センター所定の振込用紙（ダウンロード版）を使用し、必ず個人別に銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く）で納付して下さい。（※振込手数料は受講者負担となります。）
- (2) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。
- (3) 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。
- (4) 講習テキストは講習日当日に会場で配布します。

### 1-2. 講習日及び講習地

- (1) 希望する講習地の講習日（別紙 受講案内参照）を選択して下さい。
- (2) 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習日で受講ができない場合があります。

### 1-3. 講習の構成

- (1) 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義(5 時間)と修了考査(1 時間)の構成になります。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 講習は下記「講習の時間割」の内容で行います。一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容及び修了考査時間は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講を希望する各都道府県建築士会又は建築士事務所協会（以下「各団体」という）の受講案内により必ず確認して下さい。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）

#### ■ 講習の時間割

項目	内容	時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明	20 分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	5 時間
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士 ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	40 問、正誤方式
	二級建築士 ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法 3 条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	35 問、正誤方式
	木造建築士 ・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法 3 条及び 3 条の 2 に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	30 問、正誤方式

### 1-4. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を担当した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページ(<http://www.jaenic.jp>)に掲載します。
- (4) 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度 4 月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

## § 2. 受講申込み

### 2-1. 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士として登録している方

### 2-2. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書（受講申込書本票・受講申込書本票の写し・整理票・受講票・証明書等貼付用紙）
- (2) 写真 2 枚  
無帽・無背景・正面上 3 分身を写した証明写真(縦 4.5cm×横 3.5cm)で、受講申込み締切日を起算日として 6 ヶ月以内に撮影したもの。写真の裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (3) 受講手数料「振込受付証明書」  
当センター所定の振込用紙（ダウンロード版）により受講手数料を納付し、その際発行される取扱銀行収納印のある「振込受付証明書」を証明書等貼付用紙の所定の欄に貼付して下さい。

- (4) 建築士免許証又は建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という）の写し（B5判に縮小し貼付）
- ①一級建築士、二級建築士又は木造建築士の方は、それぞれの建築士免許証等の写しが必要となります。
  - ②建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、免許証再交付申請書の写し又は、二級・木造建築士の場合は登録証明書等でも可とします。
- (5) 前回受講の修了証の写し（B5判に縮小し貼付）
- 前回受講した当センター主催「建築士定期講習」の修了証番号を記入のうえ、前回の修了証写しを貼付された方は、修了証に表示されている建築士資格の建築士免許証等の写しの貼付を省略できます。但し、前回受講後に取得した建築士資格の免許証の写しは省略できませんので、必ず貼付して下さい。

#### ■複数の建築士免許を有する方への案内

複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定されたそれぞれの建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付されます。（＊建築士免許証の提出がない建築士資格については、当該建築士定期講習の受講とは扱われず、当該資格の建築士名簿に受講履歴の登録がされません。）

※複数の建築士免許証を提出された場合であっても、受講手数料は15,750円（消費税額750円を含む）となります。

(例) 一級、二級建築士免許を有している方は、一級建築士免許証と二級建築士免許証の写しを申込み時に提出されると、一級、二級両方の建築士定期講習を申込みしたことになります。受講された結果、一級建築士定期講習が修了と判定された方には、一級建築士定期講習と二級建築士定期講習の修了証を交付します。また、一級建築士定期講習を未修了と判定され、二級建築士定期講習は修了と判定された方には、二級建築士定期講習修了証を交付します。

### 2-3. 受講申込方法

#### (1) 受付会場での受講申込み

当センター所定の振込用紙（ダウンロード版）により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講を希望する講習地の各団体にご持参下さい。

#### (2) 郵送による受講申込み

- ①当センター所定の振込用紙（ダウンロード版）により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講を希望する講習地の各団体へ簡易書留郵便により送付して下さい。
- ②受講申込みは受講申込み締切日の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については受講申込み締切日までに着いたものに限り受付します。
- ③受講票送付のため、宛先明記の受講票返送用封筒（長3：縦12cm×23.5cm）に80円切手を貼って同封して下さい。

#### (3) 受講申込みに関する注意事項

- ①受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込ができなかった場合には、次の講習（同一団体が受付を行う講習に限ります。）を優先的に受講申込できます。又、受講申込ができなかった受講手数料「振込受付証明書」は、次の申込み（同年度中に実施する講習に限ります。）に、そのまま使用できます。
- ②受講申込書等における記載内容の不備なもの、必要書類の揃っていないものは受付できません。
- ③婚姻等の理由で、証明書等の氏名が受講申込書の氏名と異なる場合には、戸籍抄本等（謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。）氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付して下さい。
- ④受講申込みにより提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還しません。
- ⑤受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各団体へお申し出下さい。ただし、障害の程度、会場の都合により希望する措置を受けられない場合があります。

### 2-4. 受講票の発行

受講票は受講申込時に、各団体でお渡しします。なお、郵送で受講申込みされた方には後日受講票を送付します。

## § 3. 受講申込書の記入について

#### (1) 受講申込書本票

・年月日	受講申込書の申込年月日を記入して下さい。
・氏名(自署)	申込者本人が必ず署名して下さい。戸籍上の氏名を記入し、フリガナをカタカナで記入して下さい。
・通称名	外国人の方で、修了証に通称名の記載を希望する場合は記入してください。フリガナをカタカナで記入して下さい。
・生年月日	年号に○を付け、生年月日を記入して下さい。
・年齢	受講申込み締切日における満年齢を記入して下さい。
・現住所	通知書等の宛名となりますので、番地まで記入して下さい。マンション等の場合は、名称、棟、室番号まで記入して下さい。緊急連絡先は、日中連絡がとれる携帯等の電話番号を記入して下さい。
・勤務先	××建設(株)○○支店△△課のように、申請者が所属している勤務先を記入して下さい。
・勤務先所在地	番地、入居ビル名まで記入して下さい。勤務先電話番号を記入して下さい。
・建築士事務所へ属している	該当するどちらかに○を付けて下さい。
・建築士資格	該当する全ての建築士の番号に○をつけ、建築士免許証の登録番号、登録年月日を記入して下さい。二級及び木造建築士の方は登録都道府県名を記入して下さい。なお、北海道の方は登録支庁名、兵庫県の方は登録機関名がある場合には、忘れずに記入して下さい。
・担当団体名	受講を希望する講習地の団体に○をつけて下さい。
・希望会場コード	受講を希望する講習地の講習会場の会場コード(別紙 受講案内参照)を一つだけ選び記入して下さい。
・写真欄	受講申込み締切日を起算日として6ヶ月以内に撮影した所定の写真を貼付し、撮影年月を記入して下さい。
・前回の修了証番号	前回受講した当センター主催講習の「建築士定期講習」の修了証番号を記入して下さい。

#### (2) 整理票

講習会場で本人確認を行う際に使用します。氏名、性別、生年月日、緊急連絡先について、正確に記入して下さい。また、写真欄には忘れずに顔写真を貼付して下さい。

#### (3) 受講票

受講時に必要になります。氏名、性別、生年月日について、正確に記入して下さい。

#### (4) 受講手数料「振込受付証明書」

- ・当センター所定の振込用紙（ダウンロード版）を両面印刷のうえ使用して下さい。
- ・依頼人の氏名、住所、電話番号を必ず記入して下さい。
- ・受講手数料「振込受付証明書」貼付欄には、取扱銀行収納印のある受講手数料「振込受付証明書」を必ず貼付して下さい。

## § 4. 受講申込後の届出等

### 4-1. 受講申込書記載事項変更届

受講申込み後、住所、氏名、連絡先電話番号等、受講申込書本票に記載した内容に変更がありましたら、直ちに葉書で当センター業務部業務第三課に連絡して下さい。その際、葉書の表には「建築士定期講習 受講申込書記載事項変更届」と朱書きし、裏面には変更の内容、受講番号、氏名、生年月日を記載のうえ送付して下さい。なお、氏名に変更があった場合は戸籍抄本（謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。）等氏名の変更が確認できる書類を添付し、封書により提出して下さい。また、受講申込み後は受講予定の建築士講習を、他の級の建築士講習に変更出来ません。

### 4-2. 講習地・講習日の変更願い

講習地・講習日の変更は、転勤等やむを得ない事情がある場合で、かつ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、変更が可能ですので、下記の要領で申し出て下さい。

- (1) 必要書類等  
「講習日等の変更申請書」（指定書式がありますので、変更希望先の講習を担当する各団体に確認して下さい。）
- (2) 申請の期限・申請先  
指定された講習日の1週間前までに、他の都道府県・他団体への講習地の変更は変更希望先の各団体へ、同じ団体が担当する講習日の変更は申込みを行った各団体へ、FAXで「講習会場変更申請書」を送付し申し出て下さい。

### 4-3. 受講票の再発行

受講票を紛失した場合には、講習当日、会場で直接係員に写真が貼付されている身分証明書（運転免許証・パスポートなど）を呈示し、申し出て下さい。受講票を再発行します。

## § 5. 講習受講時における注意事項等

### 5-1. 必ず携行するもの

- ① 受講票  
受講票は受講中、常に必要となりますので必ず持参して下さい。受講票の無い方は講習を受けることができません。
- ② 筆記用具  
修了考査においては、HBの黒鉛筆（シャープペンを含む。）、消しゴムが必要になります。それ以外の筆記用具を使用すると採点されません。

### 5-2. テキスト

講習テキストは講習日当日に会場でお渡します。なお、講義で使用したテキストに限って、修了考査において参照が可能です。

### 5-3. 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。また、講義時間中には離席等についても確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。

### 5-4. 無線通信機器について

講習会場での携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行している場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理して下さい。なお、修了考査時に、携帯電話を使用した場合には不正行為とみなされますので注意して下さい。

### 5-5. 講習会場における飲食及び喫煙について

講習会場における飲食及び喫煙については会場の決まりに従って下さい。

### 5-6. 講習会場へのアクセスについて

講習会場及びその周辺での自家用車等の駐車については、駐車場を確保しておりませんので、公共の交通機関を利用して下さい。もし、違法駐車で警察又は会場当局等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了考査時間中であっても退室し、撤去していただきます。その結果、講習を修了することができない場合もありますのでご注意下さい。

### 5-7. CPDについて

「建築士定期講習」は、平成23年4月より建築CPD情報提供制度の対象講習として認定されます。建築CPD情報提供制度、各建築士会CPD制度、JIA CPD制度、建築設備士関係団体CPD協議会、APECエンジニア、APECアーキテクトの参加者は、講習会場受付にある出席者名簿にCPD参加者IDと氏名を記入し受講することで、CPD実績として自動的に登録されます。

## § 6. 個人情報の取扱いについて

- ・建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行なっている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ (<http://www.jaic.jp/>) をご覧下さい。

受講申込書配布場所・問い合わせ先

■都道府県建築士会

受講申込書配布・受付場所	〒	所在地	電話番号
(社)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル 011(251)6076
(社)青森県建築士会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館 017(773)2878
(社)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町1-50	岩織ビル 019(654)5777
(社)宮城県建築士会	980-0861	仙台市宮城野区鉄砲町93	宮城県建設業国民健康保険組合会館5F 022(298)0837
(社)秋田県建築士会	010-0951	秋田市山王1-7-3	秋田県建設センター 018(863)6348
(社)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	山形県建設センター 023(643)4568
(社)福島県建築士会	960-8043	福島市中町4-20	みんなゆビル 024(523)1532
(社)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館 029(305)0329
(社)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1	栃木県建設産業会館 028(639)3150
(社)群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	群馬建設会館 027(252)2434
(社)埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建設連合会館 048(861)8221
(社)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-5	建築会館 043(202)2100
(社)東京都建築士会	104-6204	東京都中央区晴海1-8-12	晴海トリトンスクエアZ棟 03(3536)7711
(社)神奈川県建築士会	230-0011	横浜市中区太田町2-22	神奈川県建設会館新館 045(201)1285
(社)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設会館 055(233)5414
(社)長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東426-1	長野県建築士会館 026(235)0561
(社)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	新潟県公社総合ビル3階 025(378)5666
(社)富山県建築士会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F 076(482)4446
(社)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター 076(244)2241
(社)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館 0776(24)8781
(社)岐阜県建築士会	500-8076	岐阜市司町1	岐阜総合庁舎 058(266)5786
(社)静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町9-9	静岡県建設業会館 054(254)9381
(社)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄4-3-26	昭和ビル 052(261)1451
(社)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋2-177-2	三重県建設産業会館 059(226)1019
(社)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	滋賀県建設会館 077(522)1615
(社)京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641	京都建設会館別館 075(211)2857
(社)大阪府建築士会	540-0011	大阪市中央区谷町3-1-17	ジョイント大手前ビル 06(6947)1961
(社)兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-6-11	エクセル山手 078(327)0885
(社)奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館 0742(30)3111
(社)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町38	和歌山県建築士会館 073(423)2562
(社)鳥取県建築士会	680-0803	鳥取市田園町3-375	建築会館 0857(21)7280
(社)島根県建築士会	690-0883	松江市北田町35-3	建築会館 0852(24)2620
(社)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館 086(223)6671
(社)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	広島県情報プラザ 082(244)6830
(社)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館 083(922)5114
(社)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜2-10	徳島県建設センター 088(653)7570
(社)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前6-34	村瀬ビル 087(833)5377
(社)愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館 089(945)6100
(社)高知県建築士会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館 088(822)0255
(社)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館 092(441)1867
(社)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館 0952(26)2198
(社)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町5-34	トーカンマンション713号 095(828)0753
(社)熊本県建築士会	862-0954	熊本市神水1-3-7	熊本県建築士会館 096(383)3200
(社)大分県建築士会	870-0022	大分市大手町2-2-7	田原ビル 097(532)6607
(社)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町2-12	宮崎建友会館3F 0985(27)3425
(社)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16	県住宅供給公社ビル326号 099(222)2005
(社)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建設会館 098(879)7727

■都道府県建築士事務所協会

(社)北海道建築士事務所協会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル 011(231)3165
(社)青森県建築士事務所協会	030-0803	青森市安方2-9-13	017(773)1596
(社)岩手県建築士事務所協会	020-0016	盛岡市名須川町18-16	建築会館 019(651)0781
(社)宮城県建築士事務所協会	980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-40	宮城県建築設計会館 022(223)7330
(社)秋田県建築士事務所協会	010-0951	秋田市山王3-1-7	東カンビル 018(865)1225
(社)山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松浪町四丁目1-15	山形県自治会館3F 023(615)4739
(社)福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五月町4-25	福島県建設センター 024(521)4033
(社)茨城県建築士事務所協会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館 029(305)7771
(社)栃木県建築士事務所協会	320-0032	宇都宮市昭和2-5-26	028(621)3954
(社)群馬県建築士事務所協会	371-0846	前橋市元総社町2-23-7	027(255)1333
(社)埼玉県建築士事務所協会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建設連合会館 048(864)9313
(社)千葉県建築士事務所協会	260-0012	千葉市中央区本町2-1-16	千葉第一生命ビル2F 043(224)1640
(社)東京都建築士事務所協会	160-0023	新宿区西新宿3-6-4	東照ビル 03(3345)6126
(社)神奈川県建築士事務所協会	231-0032	横浜市中区不老町3-12	第三不二ビル 045(228)0755
(社)山梨県建築士事務所協会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設会館内 055(225)1251
(社)長野県建築士事務所協会	380-0936	長野市岡田町124-1	長水建設会館 026(225)9277
(社)新潟県建築士事務所協会	951-8131	新潟市中央区徳区白山浦1-614	白山ビル 025(265)4748
(社)富山県建築士事務所協会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館 076(442)1135
(社)石川県建築士事務所協会	921-8035	金沢市泉が丘2-14-7	金沢金正ビル 076(244)5152
(社)福井県建築士事務所協会	910-0859	福井市日之出5-4-7	福井県建築会館 0776(54)1552
(社)岐阜県建築士事務所協会	500-8358	岐阜市六条南2-13-2	058(277)9211
(社)静岡県建築士事務所協会	420-0853	静岡市葵区追手町2-12	安藤ビル 054(255)8931
(社)愛知県建築士事務所協会	460-0008	名古屋市中区栄4-3-26	昭和ビル 052(263)0666
(社)三重県建築士事務所協会	514-0037	津市東古河町8-17	システックビル 059(226)4416
(社)滋賀県建築士事務所協会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	建設会館 077(526)4476
(社)京都府建築士事務所協会	602-8031	京都市上京区釜通榎木町上東裏辻町417	大和ビル 075(222)1717
(社)大阪府建築士事務所協会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-10	大阪建築会館 06(6946)7065
(社)兵庫県建築士事務所協会	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18	兵庫県林業会館 078(351)6779
(社)奈良県建築士事務所協会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館 0742(34)8850
(社)和歌山県建築士事務所協会	640-8045	和歌山市ト半町38	建築士会館 073(432)6539
(社)鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町2-102	西町フロインドビル 0857(23)1728
(社)島根県建築士事務所協会	690-0883	松江市北田町35-3	建築会館 0852(23)2582
(社)岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館 086(231)3479
(社)広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀5-23	オガワビル 082(221)0600
(社)山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館 083(925)6701
(社)徳島県建築士事務所協会	770-0847	徳島市幸町3-55	自治会館2F 088(652)5862
(社)香川県建築士事務所協会	760-0018	高松市天神前5-18	レボト田中ビル3F 087(812)3201
(社)愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町4-1-5	建築士会館 089(945)5200
(社)高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館 088(825)1231
(社)福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館 092(473)7673
(社)佐賀県建築士事務所協会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館 0952(22)3541
(社)長崎県建築士事務所協会	850-0874	長崎市魚の町3-33	長崎県建設総合会館 095(826)7010
(社)熊本県建築士事務所協会	862-0976	熊本市九品寺4-8-17	熊本県建設会館別館 096(371)2433
(社)大分県建築士事務所協会	870-0004	大分市王子港町1-17	大分県木材会館 097(537)7600
(社)宮崎県建築士事務所協会	880-0805	宮崎市楠通東2-9-14	睦屋第11ビル 0985(29)1188
(社)鹿児島県建築士事務所協会	890-0055	鹿児島市上荒田町29-33	鹿児島県建築設計会館 099(251)9887
(社)沖縄県建築士事務所協会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建設会館 098(879)1311

問い合わせ先(平日9:30~17:00)

問合せ先	〒	所在地	電話
(財)建築技術教育普及センター本部	104-0031	東京都中央区京橋2-14-1	03(5524)3105
(社)日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝5-26-20	建築会館5階 03(3456)2061
(社)日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀2-21-6	八丁堀NFビル 03(3552)1281